

計画作成年度	令和5年度
計画主体	山形県庄内町

庄内町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山形県庄内町環境防災課
所在地 山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1
電話番号 0234-43-0254
FAX番号 0234-43-0893
メールアドレス kankyo@town.shonai.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン、イノシシ、ツキノワグマ、カワウ、サギ類、ニホンジカ、キツネ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山形県庄内町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度～令和3年度平均）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	金額	面積
ハシボソガラス ハシブトガラス	水稲	199千円	13a
ハクビシン	果樹	167千円	23a
イノシシ	水稲・大豆 そば・野菜	865千円	794a
ツキノワグマ	果樹	333千円	3a
カワウ	アユ	-	-
サギ類	アユ、サクラマス	-	-
ニホンジカ	該当作物なし	被害なし	被害なし
キツネ	該当作物なし	被害なし	被害なし
合計		1,564千円	833a

※ 山林内の大規模工事等の影響で、年度により大きな差があるため平均値とする。

(2) 被害の傾向

①ハシボソガラス・ハシブトガラス

水稲の被害が報告されている。圃場の畦畔付近での食害や、田植え後の苗にいたずらをする傾向がある。また、農林水産業に係る被害以外にも、住宅街や電線下での糞害が報告されている。

②ハクビシン

果樹被害が報告されている。また、農林水産業に係る被害以外にも、住宅地への侵入被害が報告されている。

③イノシシ

平成28年度以降、中山間地域を中心に被害情報が急増しており、水田や畑が荒らされる被害報告がされている。今後も生息数の増加と生息範囲の拡大に伴う、農作物被害の増加が懸念される。

④ツキノワグマ

平成28年度以降、中山間地域や隣接する地域で目撃件数の増加とともに、農作物被害も発生している。果樹の被害が報告されている。また、住宅地や小・中学校の通学路付近でも目撃されており、農業者や地域住民の人的被害も懸念されている。

⑤カワウ

最上川流域において、主に9月中旬から11月上旬に被害が確認されている。被害額は不明だが、カワウの飛来地として、アユ等の水産物被害が報告されている。

⑥サギ類

最上川流域及び立谷沢川下流において、主に9月中旬から10月中旬に被害が確認されている。被害額は不明だが、アユやサクラマス等の水産物被害が報告されている。

⑦ニホンジカ

現在のところ農業被害は発生していないが、中山間地域及び市街地における目撃事例があり、今後農作物及び人的被害の発生が懸念される。

⑧キツネ

現在のところ農業被害の報告はされていないが、町内全体で生息が確認されている。住宅街において目撃情報があり、人的・農作物被害に繋がるおそれがある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値(令和元年度～令和3年度平均)		目標値(令和7年度)	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ハシボソガラス ハシブトガラス	199千円	13a	179.1千円	11.7a
ハクビシン	167千円	23a	150.3千円	20.7a
イノシシ	865千円	794a	778.5千円	714.6a
ツキノワグマ	333千円	3a	299.7千円	2.7a
カワウ	-	-	-	-
サギ類	-	-	-	-
ニホンジカ	0千円	0a	0千円	0a
キツネ	0千円	0a	0千円	0a
合計	1,564千円	833a	1,407.6千円	749.7a

※ 各対象鳥獣とも現状値より概ね10%軽減を目標値とした。

※ 小数点第2位を四捨五入して算出している。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施、銃器による駆除	捕獲の実施主体である鳥獣被害対策実施隊員の高齢化により、緊急捕獲等の対応が困難になってきている。 農業者による自己対策意識等が乏しい現状にある。
防護柵の設置等に関する取組	花火、見回り・追払い、電気柵等	花火や追払いについては効果が一時的であり、継続して取り組まないと効果が出にくい。 電気柵は自己資金で対応する場合、導入コストが高く、正しい設置方法と維持管理が必要になる。
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣が生息しにくい農地環境づくりを推進するため、誘引要因となる放任果樹の除去、農地周辺の藪の刈払い等について、啓発、指導を行っている。	放任果樹、耕作放棄地があり、野生鳥獣が人里近くまで出没する傾向にあるため、生息環境管理を行う必要がある。

(5) 今後の取組方針

- ① 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、猟友会、地域住民の代表、行政機関等の関係者で構成する「庄内町鳥獣被害防止対策協議会」（平成29年度設立）において、被害防止に向けて効果的な対策を協議するとともに、有効な手段等についての情報収集を行う。
- ② 「山形県ツキノワグマ管理計画」及び「山形県イノシシ管理計画」に定める方針に基づき、捕獲を実施する。
- ③ 誘引要因（生ごみ放置、野菜のとり残し、廃棄果実の放置等）の除去等について、啓発指導を徹底する。
- ④ 農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消、森林の間伐や下刈り等の適正管理により有害鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。
- ⑤ 電気柵、防鳥ネット、爆音機等の設置の実施を推進する。
- ⑥ 捕獲体制を強化するため、狩猟免許取得経費の助成を行う等、猟友会の会員数増加のための支援を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

山形県猟友会庄内町支部	町内各地域からの依頼に基づき、有害鳥獣の捕獲活動を行う。
庄内町鳥獣被害対策実施隊	山形県猟友会庄内町支部と連携協力し、有害鳥獣の捕獲を行う。なお、対象鳥獣捕獲員については、当該猟友会会員等の中から、捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者を任命する。 対象鳥獣の捕獲を実施する上で、鳥獣被害対策実施隊員が大型獣を捕獲する場合には、ライフル銃を所持して実施する必要がある。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ハシボソガラス ハシブトガラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会の協力による捕獲の実施。 ・ 銃器による捕獲活動の実施。 ・ 捕獲用箱わなを活用した捕獲活動の実施。 ・ 現地調査による情報の収集。 ・ 研修会の参加による技術情報の収集。 ・ 狩猟免許取得経費の助成による担い手の確保。
令和6年度	ハクビシン イノシシ	
令和7年度	ツキノワグマ カワウ サギ類 ニホンジカ キツネ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>山形県第13次鳥獣保護管理事業計画、山形県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて設定し、被害状況に応じた捕獲を行っていく。</p> <p>ハシボソガラス・ハシブトガラスについては、生息状況や被害状況を踏まえて捕獲頭数を設定する。</p> <p>ハクビシンについては、目撃情報や被害件数を踏まえて捕獲頭数を設定する。</p> <p>イノシシについては、目撃情報や被害件数を踏まえて捕獲頭数を設定する。</p> <p>ツキノワグマについては「山形県第二種特定鳥獣管理計画」に準じ、捕獲頭数を設定する。</p> <p>カワウについては、安全性を考慮して銃猟を行わず、追払いを中心とした対策とすることから、捕獲頭数を設定しない。</p> <p>サギ類については、安全性を考慮して追払いを中心とした対策とするが安</p>

全性の保たれた場所においては銃猟による捕獲を行う。
 ニホンジカについては、現在のところ農業被害は確認されていないが、住宅地周辺において目撃情報があり、人的被害に繋がる恐れがあることから、目撃情報を踏まえて捕獲頭数を設定する。
 キツネについては、現在のところ農業被害は報告されていないが、住宅街においても目撃情報があるため、目撃情報を踏まえて捕獲頭数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ハシボソガラス ハシブトガラス	50羽	50羽	50羽
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画に基づき捕獲を行う	山形県ツキノワグマ管理計画に基づき捕獲を行う	山形県ツキノワグマ管理計画に基づき捕獲を行う
カワウ	—	—	—
サギ類	—	—	—
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
キツネ	3頭	3頭	3頭

捕獲等の取組内容
<p>① ハシボソガラス・ハシブトガラス 農作物の被害の多い時期での銃器による捕獲のほか、生活環境被害防止のため箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>② ハクビシン 被害が発生する時期に、わなにより加害個体の捕獲を実施する。</p> <p>③ イノシシ 山形県イノシシ管理計画に基づき、中山間地域等出没が確認された地域で、銃器・箱わな・くくりわなによる捕獲を実施する。なお錯誤捕獲には十分留意する。</p> <p>④ ツキノワグマ 山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、個体数調整のため、4～5月中旬頃までに銃器により捕獲を行う。また、人的被害や農作物被害がある場合、箱わなにより捕獲を行う。なお錯誤捕獲には十分留意する。</p> <p>⑤ ニホンジカ 山形県ニホンジカ管理計画に基づき、銃器・箱わなによる捕獲を実施する。なお、錯誤捕獲には十分留意する。</p> <p>⑥ キツネ</p>

被害が発生する時期に、わなにより加害個体の捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃は、射程距離と命中精度が高く、大型獣の捕獲に適しているため、効率的に捕獲をするために必要である。また、鳥獣被害対策実施隊員は、周囲への安全対策等十分考慮して捕獲を実施する。イノシシ及びニホンジカについては、通年にわたり町内全域において実施し、ツキノワグマについては、有害鳥獣捕獲許可による時期及び場所において実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
庄内町全域	ハクビシン

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 5,800m	被害状況に応じて検討	被害状況に応じて検討

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ハシボソガラス ハシブトガラス ハクビシン	①電気柵、侵入防止柵の設置者に対し、安全講習会を実施する。 ②柵周辺の雑草の除去について呼びかけを行う。
令和6年度	イノシシ ツキノワグマ カワウ サギ類	
令和7年度	ニホンジカ キツネ	

5. 生息環境管理その他の被害防止施策に関する取組

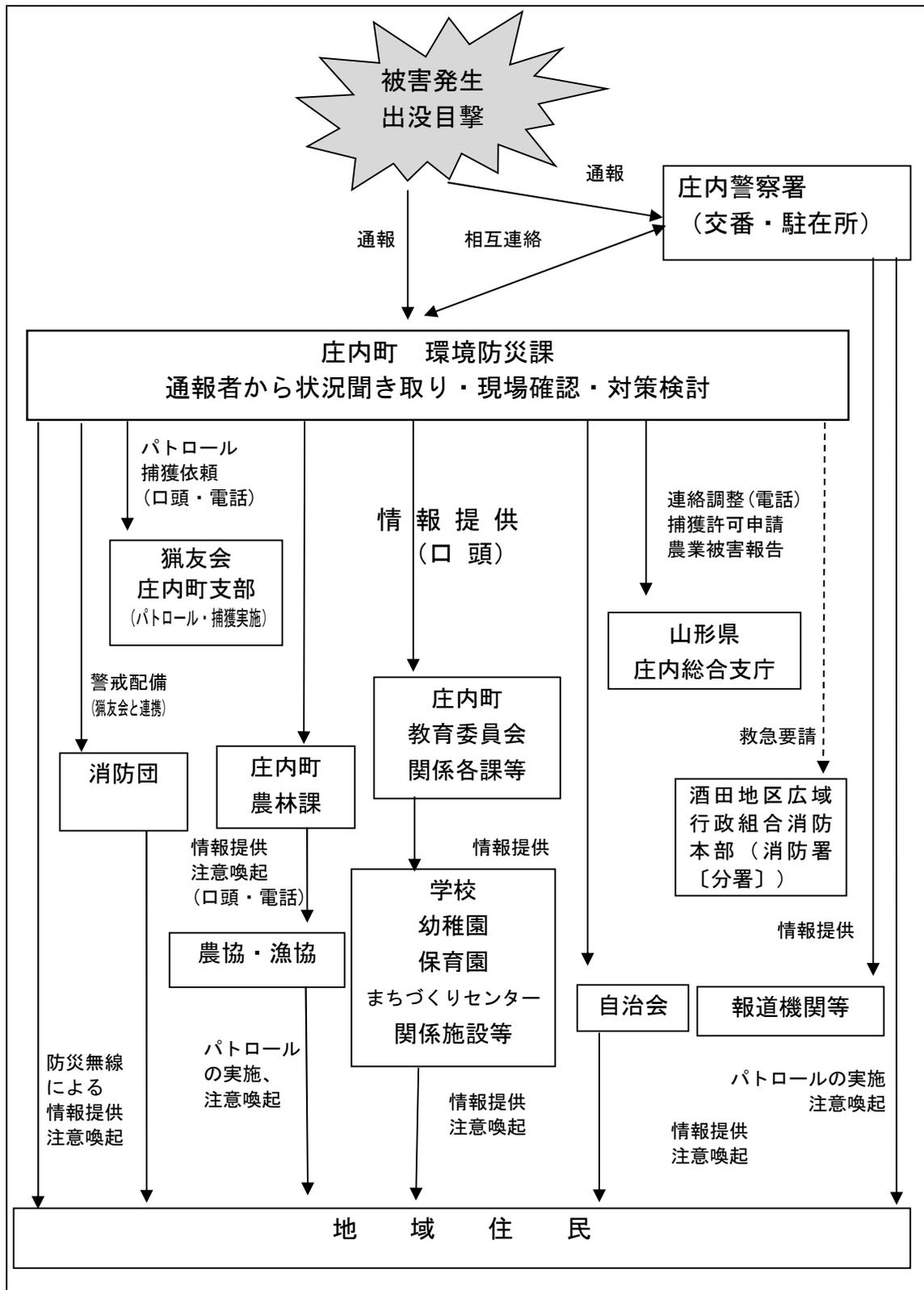
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	ハシボソガラス ハシブトガラス ハクビシン	①農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消を図り、対象鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。 ②荒廃した里山の整備を推進し、対象鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。 ③誘引要因となるカキ等の放任果樹の伐採・除去の取組みについて推進する。 ④誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置、安易なエサやり等）の除去等について、啓発・指導を徹底する。
令和 6年度	イノシシ ツキノワグマ カワウ サギ類	
令和 7年度	ニホンジカ キツネ	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割	
	平常時	緊急時
自治会長会	被害情報の収集・提供等	住民への注意喚起等
山形県猟友会庄内町支部	鳥獣の捕獲、被害対策等	追払いや捕獲等の実施、警察官職務執行法に基づく銃器使用による捕獲協力等
庄内警察署	被害状況の情報提供等	警察官職務執行法に基づく銃器使用の助言及び命令、住民への注意喚起等
酒田地区広域行政組合消防本部	被害状況の情報提供等	負傷者の応急処置、住民への注意喚起等
山形県庄内総合支庁	捕獲許可、適切な捕獲指導に関すること	捕獲許可、関係機関との連携・支援等
庄内町	鳥獣による被害対策、関係機関との連絡調整等	有害鳥獣捕獲許可申請、被害情報の収集、被害対策の検討、住民への注意喚起、関係機関との連絡等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却又は埋設等の適切な処理を行う。また、ジビエ料理等への活用については放射能や豚熱の状況も見ながら慎重に検討を行う。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	庄内町鳥獣被害防止対策協議会 (平成29年度設立)
--------	------------------------------

構成機関の名称	役割
庄内たがわ農業協同組合	農業者被害情報の収集・提供
余目町農業協同組合	農業者被害情報の収集・提供
庄内町生産組合連絡協議会	農業者被害情報の収集・提供
山形県猟友会庄内町支部	被害対策の調査、検討、実施
最上川第八漁業協同組合	被害対策の調査、検討、実施
出羽庄内森林組合	被害対策の調査、検討、実施
被害地域住民代表	被害対策の調査、検討、実施
山形県農業共済組合	被害情報の把握・広域被害情報の提供
庄内警察署	銃器等の取扱い指導、助言
酒田地区広域行政組合消防本部	被害情報の提供

技術指導者（山形県庄内総合支庁農業技術普及課）	被害対策アドバイス等
山形県庄内総合支庁	被害対策アドバイス等
庄内町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、被害対策の実施等
庄内町	連絡調整等

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	—

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成29年4月1日
職務	庄内町鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣の捕獲及び追払い、農地・山間部等の巡回、農作物の被害状況、鳥獣の生息状況等の調査、その他被害防止施策に関すること
隊員数	27名（令和5年4月現在）
任期	1年（再任の妨げなし）

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害状況や効果的な被害防止方法等の情報交換など、周辺市町村との連携を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を高め、被害の増加を防ぐ。また、各種情報を取り入れ被害防止対策を実施する。
